



News Letter

令和2年3月20日
発行
第101号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

宮本圭一

職場のパワハラ防止の措置義務等の指針を告示

厚生労働省は令和2年1月15日、パワハラに関し事業主が講ずべき措置等を告示しました。パワハラを予防するために企業に求められる義務化された措置の内容は以下の通りです。

- ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・パワハラの内容、行ってはならない旨の方針の明確化と労働者への周知・啓発
 - ・パワハラに係る言動を行った者については厳正に対処する旨の方針、対処の内容を就業規則などの服務規律等を定めた文書に規定し、そのことを労働者に周知・啓発
 - ② 労働者からの相談（苦情含む）に応じ適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・相談窓口をあらかじめ定め労働者に周知
 - ・担当者が相談に対し、内容や状況に応じて適切に対応できるようにする
 - ③ パワハラに係る事後の迅速な対応
 - ・事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認
 - ・速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
 - ・行為者に対する措置を適正に行う
 - ・再発防止措置（事案が確認できなかった場合も同様の措置をとる）
 - ④ 相談者、行為者等のプライバシー保護のために必要な措置
 - ⑤ 相談したこと、事業主が講ずべき措置に協力したこと、行政機関に相談、援助を求め、調停等の制度の利用等を理由として解雇その他の不利益取り扱いの禁止、それらを労働者への周知・啓発
- これらの義務化は令和2年6月1日（中小企業は令和4年4月1日）より施行されます。

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

高橋勉

Q1. 医療業務中に新型コロナウイルスに感染しました。労災は適用されるのでしょうか？

Q2. 職員が発熱などの症状があるために自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか？

A1. 業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

A2. 新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため職員が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱います。そのため、本人の希望により年次有給休暇を活用することなども考えられます。

一方、例えば発熱などの症状があることのみをもって職員に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

新型コロナウイルスに感染して職員が休業する場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

出典 厚生労働省HP 「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」

ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

勤務環境改善のための院内研修に 講師を無料で派遣します

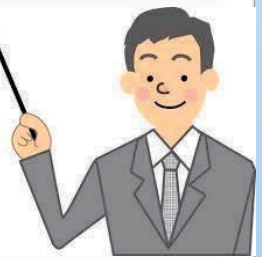
★ 労務管理—効果的な人材活用のために—

★ 経営（管理）者のための労働関係法令解説

★ 職場のハラスメント対策

★ ワーク・ライフ・バランスの取組

★ 働き方改革のポイント



上記は研修テーマの例です。

医療機関が「働き方改革」、「職場のハラスメント 対策」、「医療従事者の勤務環境改善」、「職場のコミュニケーションと労務管理」等をテーマに院内研修を実施する場合に、依頼に応じて当センターが委嘱する医療労務管理アドバイザーを派遣することができます。

- 研修テーマについては、当センターにご相談ください。
- 研修時間60分程度を基本とします（ご相談に応じます）。
- 講師派遣に要する経費は当センターが負担いたします。
- 講師は当支援センターの医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）が務めます。
- 具体的な内容は講師と調整のうえ決定することになります。

★ **勤務環境改善のための相談にも対応（無料）しております。**

・賃金制度、就業規則、労働時間、労働安全衛生等に関する相談ごとにアドバイザー（社会保険労務士等）が対応いたします。

《ニュースレターの終了について》

ニュースレターは本日3月20日発行の第101号をもって終了いたします。これまで医療勤務環境改善支援センターの広報紙として、医療機関における勤務環境の改善に資する様々な情報を労務管理トピックスや労務管理実務Q&Aなどのかたちで提供させていただきました。

今般、当支援センターの運営体制及び業務内容の見直しに伴いニュースレターは終了させていただくことになりました。長い間ご愛読いただきましたことを感謝いたします。